

コルレス銀行業務に関する FAQ 集

(日本語仮訳)

前文

ウォルフスバーグ・グループ(注1)は、コルレス銀行業務におけるマネーロンダリング防止 (Anti-Money Laundering、「AML」) 原則 (以下「防止原則」(注2)) を 2002 年に発表した。防止原則はコルレス関係の構築と維持に関する国際的なガイダンスを提供するものである。ある金融機関のコルレス関係の管理が不十分な場合、マネーロンダリング防止システム及び管理態勢が不十分な他の金融機関が、国際銀行業務システムに直接アクセスすることを許す恐れがあり問題となる。ウォルフスバーグ・グループは本防止原則が守られることにより、効果的なリスク管理が促進され、金融機関がコルレス銀行業務の顧客(注3)(本 FAQ 集の「コルレス先」参照)に関して健全な経営判断を行うことができるようになるので、金融機関が犯罪目的に利用されることを防ぐことができ、ウォルフスバーグ・グループの目標に向けて前進できると確信する。

なお、防止原則において、ウォルフスバーグ・グループは金融機関の国際的登録制度の整備を推奨している。金融機関は、登録制度を通して、本防止原則において概略が説明されているデューディリジェンスを実施する際に有用な情報を自ら提供するとともに、本防止原則に沿った管理を行う上で、登録された情報を使用することができる。このような登録制度はバンカーズ・アルマナック (Bankers' Almanac) により推進されており、ウォルフスバーグ・グループもそれを支持している。国際的登録制度に関するより詳細な情報は本 FAQ 集に記載されている。

(注1) ウォルフスバーグ・グループは、以下の主要な国際的金融機関からなる。ABN AMRO、Banco Santander、Bank of Tokyo-Mitsubishi-UFJ、Barclays、Citigroup、Credit Suisse、Deutsche Bank、Goldman Sachs、HSBC、JP Morgan Chase、Société Générale、UBS。

(注2) 「コルレス銀行業務におけるウォルフスバーグ・マネーロンダリング防止原則」を参照。

<http://www.wolfsberg-principles.com/standards.html>

(注3) コルレス銀行業務における「顧客」とは、金融サービス会社であって、自身の取引先名義の勘定の取引を決済するために、他の金融機関のコルレス銀行業務サービス口座を利用する者である。この用語は、以下を含み、かつそれらに限定されない。即ち、銀行、ブローカーディーラー (Broker-Dealers)、投資信託会社 (Mutual Funds)、ユニット型投資信託会社 (Unit Trusts)、投資会社 (Investment Services Firms)、ヘッジファンド、取次ブローカー (Introducing Brokers)、マネーサービス会社 (Money Service Businesses)、年金基金、クレジットカード会社、商業信用会社 (Commercial Credit Companies)、消費者向け金融会社 (Household Finance Companies)、抵当銀行 (Mortgage Banks)、住宅金融組合 (Building Society)、リース会社 (マネーロンダリング防止原則のセクション 2. を参照)。

コルレス銀行業務に関連するマネーロンダリング防止について継続的にガイダンスを提供するというグループの活動の一環として、また現時点のベスト・プラクティスと、グループが考えるそのベスト・プラクティスの将来像に関する見解を示す為、ウォルフスバーグ・グループは本 FAQ 集を作成した。

1. コルレス銀行業務の性質と目的とは何か？

コルレス先との取引において、銀行（本 FAQ 集では「金融機関」としている）は、実質的にコルレス先の代理人や仲介者の役割を果たし、コルレス先の顧客の為に決済その他の取引を実行している。これらの顧客は個人、法人を含む他、他の金融機関である場合もある。取引の受益者は、その金融機関の顧客であるか、或いは他の金融機関の顧客である。金融機関は、自行を経由する取引の背後にある取引関係者とは直接の関係は持たず、取引の性格を十分に理解できる立場には無い。電信送金（wire transfer）で処理される場合や小切手の決済の場合は、特にそうである。

コルレス銀行業務のグローバルなネットワーク内の金融機関の間に何十年にもわたって築きあげられた相互関係は、非常に効率的なメカニズムとなっている。それは、グローバル経済を支える重要なシステムである。このメカニズムは通貨の交換と同様に、ある個人または団体から他の個人または団体へ、或いはある国から他の国への資金の移動を可能にする。

この国際間決済のインフラを有効に機能させる一方で、マネーロンダリングに立ち向かうために、金融機関は顧客及びその取引について、適用される法規制、関連する国際基準を考慮に入れた上でデューディリジェンスを実施する責任がある。デューディリジェンスについては、リスクに応じたアプローチを採用し、リスクが高いと考えられるコルレス先に対しては、追加的デューディリジェンス（追加的デューディリジェンスの詳細は下記の Q6 を参照）を実施すべきである。

コルレス業務の性格から言って、コルレス先の顧客は、金融機関自身の顧客ではない。むしろ、顧客と直接関係を持つコルレス先自身が、デューディリジェンスを実行すべきである、何故ならコルレス先は、その顧客のことを最も良く知り得る立場にあり、潜在的なマネーロンダリングリスクを低減させるために、適切な内部管理環境を運営していくべきと考えられるからである。

例えば、下記の Q6 や Q10 に対する回答の中で参照されている事例を含む特定の事例では、金融機関は、自身と顧客とは直接の関係がない場合でも、コルレス先からその顧客に関する情報を取り寄せなければならない場合がある（これは、コルレス先が金融機関に情報を伝えることを妨げる法規制がある場合であっても同様である）。その顧客は、時には他の金融機関である場合もあり得る。

2. コルレス銀行業務におけるマネーロンダリングリスクとは何か？

コルレス銀行業務とは、お互い必ずしも直接の取引関係にはない（通常異なる法域に存在する）複数の金融機関を経由した大量の資金の流れが関係する業務であり、大容量かつ短時間に取引が完結する業務である。多くの場合、関係者は誰一人として取引の流れの全貌を概観することはできない。金融機関は、多くの場合、直接の関係が無く、自身の顧客でも無く、従ってデューディリジェンスを実施したことも無いような関係者の為に、コルレス先から開始された取引を処理する。このような業務の性格により、潜在的にマネーロンダリングを行う者にとってコルレス勘定は利用し易いものとなっており、金融機関が非合法行為と関係する取引を見抜き、そして未然に防止することを困難にしている。

3. リスクに応じたアプローチを採用する場合、リスクが高いコルレス先を判別する為にどのようなことが考慮されるべきか？

個々のコルレス取引関係は、それぞれのメリット・デメリットに応じて見直されるべきであり、(信頼できる情報源からのネガティブな情報が無いことを前提として) (注4)、一般的に金融機関は、国が必要なマネーロンダリング規制を導入し、コルレス先を適切に規制し、監督しているという期待を持つことが可能であってしかるべきである。

コルレス関係を見直す際には、高いマネーロンダリングリスクをもたらす要素について検討されるべきである。その際は、個別の要素を検討する場合、あるいは要素の組み合わせを検討する場合いずれもありうる。検討されるべき要素は防止原則の中で挙げられている。防止原則では、主として**カントリーリスク**と**顧客リスク**に関わる諸要素に焦点が当てられている。これら二つのリスク・カテゴリーが引き続き金融機関におけるマネーロンダリングリスクを主としてもたらすものとなっている。

カントリーリスク：

コルレスの相手先について、特定国に関わるリスク要素の検討を通じて、潜在的にマネーロンダリングが行われている可能性の有無を判定するために、カントリーリスクが検証されるべきである。ある国の関与が高いマネーロンダリングリスクをもたらすと判断される要素には、以下のようなものがある。

- ・ 国際的な制裁や、禁輸措置、ないしはそれらと同様の制裁措置が適用される国かどうか。(例えば国連が発動する制裁や措置等、ないしは外国の内国法令による制裁等)
- ・ 重大な汚職事件や、その他重大犯罪、あるいは政情不安があると、信頼できる情報源が認定している国かどうか。
- ・ 適切なマネーロンダリング防止法規制を欠いているか、あるいは法規制の実施が不十分であると、信頼できる情報源が認定している国かどうか。

またカントリーリスクの検証にあたっては、コルレス先の法定住所 (domicile) 及び所在住所(residence) に加えて、コルレス先の親会社の本店所在国 (詳細は防止原則の9. を参照) を考慮に入れるべきである。また時により (例えばリスクの高いコルレス先と取引する場合)、コルレス先が主に業務を行っている市場が属する地域の検証が必要となる。

顧客リスク：

顧客リスクを測る要素はコルレス先の組織や機構、あるいはコルレス先の業務活動の特性と範囲が関係している。より高いマネーロンダリングリスクをもたらす可能性のあるものとして検討されるべき要素には、以下のようなものがある。

(注4) 「信頼できる情報源」は一般的に評判が良く、公的に幅広く利用可能な情報を提供することでよく知られた団体が提供する情報のことである。このような情報源は、関連する国家の政府機関及び Transparency International のような非政府機関と同様に FATF、世界銀行、IMF、OECD、FIU のエグモントグループなどの超国家機関又は国際機関を含み、かつそれに限定されない。

- ・ オフショア・コルレス先であるかどうか（注5）
- ・ 「政治的な影響力のある人物（PEP）」の関与度合いが大きい（注6）コルレス先かどうか
- ・ 国有企業または公開企業では無い（あるいは国有企業または公開企業のグループの一員でも無い）場合。
なお、「国有」の実質的な意味や国有の度合、取引所上場や株式売買に関する条件や制限の有無やその内容を考慮に入れるべき場合がある。
- ・ 高いリスクのコルレスサービス（注7）を顧客に提供しているコルレス先かどうか。
- ・ 本来の業務以外の商品取引やサービスを提供している中央銀行や超国家機関ではないか（注8）。
- ・ 免許を取得し、規制に服している送金業者や両替商、送金代行業者等ノンバンクの金融機関かどうか。
- ・ 金融機関を通じて高いリスクの取引（注9）を行うコルレス先かどうか
- ・ 金融機関を通じて重大な「レッドフラッグ」（Red Flag）取引（注10）を行うコルレス先かどうか

その他のリスク

金融機関は、コルレス先に提供した場合、そのコルレス先のリスク・プロファイルにも影響を与えかねないような高リスクのサービス（注11）について考慮すべきである

金融機関は、より高リスクなコルレス先を識別し、それにより適切なデューディリジェンスと承認、モニタリングと精査を実施するべく、自らのリスクモデルを開発する為の上記の基準（網羅的なものではない）を使用することができる。金融機関は自らの方法と管理体制を記録するべきである。

4. SWIFT key の交換は、デューディリジェンスを必要とするか？

決済取引に関係する情報を交換しているあるいはこれから交換する場合、金融機関は適切なデューディリジェンスを実施する必要がある。決済取引とは関係の無い情報を交換するための **SWIFT key の交換** には、原則としてデューディリジェンスは不用である。しかし後者の場合、参考情報としてテストキーを交換する金融機関であっても、（一旦テストキーを交換したならば、）そのコルレス先が当該金融機関に口座を持っているかのようにテストキーが使われる虞が

（注5）「オフショア・コルレス先」はその免許の制約から、免許を付与した国の国民向けのないしは現地通貨建ての金融取引が禁止されている金融機関である。なお、オフショア金融機関ではあっても、監督当局規制のもとにある子会社（防止原則のセクション5にて定義）でもある金融機関は、現地法令が求めているのでない限り、高リスク先としては扱われるべきではない。このようなケースにおいては、上記のカントリーリスクについて記載されたのと同様に、オフショア・コルレス先の親会社に関するリスクが検討されるべきであるとウォルフスバーグ・グループは、確信する。

（注6）「PEPの関与度合いが大きい」のは、株式所有、役職、その他の理由により、コルレス先の業務を「政治的な影響力のある人物」が支配している、ないしは適切とは言えない影響力を行使できる場合である。株式公開を行っているコルレス先にはこのような状況は起きにくい。PEPの定義は、ウォルフスバーグの「プライベートバンキング業務における国際的マネーロンダリング防止原則」を参照のこと：

<http://www.wolfsberg-principles.com/standards.html>

ある。現在は決済取引が関係しない情報交換の為にテストキーの交換と、決済取引を許された交換とを区別することは不可能であり、金融機関は決済取引が関係しない情報交換の為にテストキー交換を行ったコルレス先のデューデリジェンスを実行するべきであるし、もし実行していなければ事後的に実行すべきである。

5. 高いリスクのコルレス先とのコルレス関係は完全に回避するべきか？

完全に回避するべきではない。ウォルフスバーグ・グループはより高リスクのコルレス先との関係を一般的に回避する方針を推奨する訳ではない。しかし、以下のような先との取引については、避けるべきである。

- ・シェルバンク (Shell Banks) (注12) との取引。金融機関はシェルバンクと取引している金融機関と、その事実を知らず、取引を行なうことが無い様に、注意して確認しなければならない。
- ・無免許または、規制を受けていない送金業者、両替商、送金代行業者、あるいは実質的にこのような業務を行う法人または個人等、ノンバンクの金融機関。
- ・デューデリジェンスを実施した結果、重大で解決不可能な不確実性が発生したコルレス先。
- ・マネーロンダリング防止管理体制が不適切で不十分と考えられ、かつ必要な改善措置に着手せず、当該金融機関を満足させないコルレス先。

高いマネーロンダリングリスクを擁するコルレス先は回避するという一般的方針は、国際決済システムの総合的な実効性を減少させ、利益の無い国際取引をもたらすという意図しない結果になるかも知れない。それは、高いリスクをもたらすと識別され認知されたコルレス先が行う合法的な商業上の利益に対する不公正な偏見を抱かせたり、或いは取引活動が地下に潜り効果的な精査の及ばないものになってしまうといった、意図しない不幸な結果をもたらすかも知れない。ウォルフスバーグ・グループは、定期的な検査の実施を通じてそのようなリスクを認定し、適切な是正策を施すのに最も良い立場にいる金融機関監督当局により、このような回避されるべき取引関係が認定されるべきと確信する。

(注7) 「より高いリスクのコルレスサービス」とは、「Downstream Correspondent Clearing」(防止原則のセクション6で定義されている) や、直接の顧客であれば通常は高リスクと見なされるような金融機関に対するその他のコルレス決済サービス (当該金融機関の指示による、ないしは当該金融機関に宛てた取引が自行におけるコルレス口座を通じて行われるもの)、あるいは他の者のために自身の預け口座を提供するコルレス先を含む。

(注8) このような状況の一例として、中央銀行が政府外の第三者の為に、あるいは政府外の第三者を代理して、支払及び支払の受領を行なう場合がある。

(注9) このようなリスクの高い取引の一例として、大量の現金輸送取引や頻繁な手形取引がある。

(注10) 「レッドフラッグ」(Red Flag) 取引は別冊1で提示されている。

(注11) ウォルフスバーグのマネーロンダリングを管理するためのリスクに応じたアプローチに関するガイダンスを参照。

(注12) 防止原則のセクション5で定義された「シェルバンク」

6. 高リスクのコルレス先と判定された時に、どのような措置が講じられるべきか？

防止原則において、より重大なリスクがあるコルレス先はより高レベルのデューディリジェンスを受けるべきであると、ウォルフスバーグ・グループは提言する。防止原則は、金融機関が取引関係を開始する際に、考慮に入れるべきリスク指標のタイプを概説している。また、取引が継続される中で、どのような合理的あるいは追加的デューディリジェンス及び、継続的・追加的な精査を金融機関が引き受けるべきかを確認している。ウォルフスバーグ・グループはさらに、FATF の改訂版「40 の勧告（勧告7）」によって公表された措置及び、銀行監督に関するバーゼル委員会のような他の超国家機関や他の専門組織（注13）、国ごとの監督当局の定めた手段に重きを置く。ウォルフスバーグ・グループは下記の措置が最も重要であり、かつ金融機関により高いマネーロンダリングリスクをおよぼす全てのコルレス先に適用されるべきだと確信する。

- ・**デューディリジェンスの実施。** コルレス先の業務の性質を理解するための十分な情報を集め、既に利用可能な公開情報からコルレス先の評判と監督の質を判定すること。これは情報を入手可能な範囲で、コルレス先がマネーロンダリング、テロ資金調査または監督活動に服しているかどうかの判定することを含むべきである。コルレス先のリスクに関連する否定的なメディアの報道・情報（PEPs・制裁対象個人・団体等々との、新しい、まだ知られていない全てのつながりを含む）など、インターネットや他のより専門的な利用可能で適切な情報源を使って集められた情報により、株主（注14）や経営層が定期的に調査されるべきである。
- ・**コルレス先が実施している顧客確認（KYC）・マネーロンダリング防止策(AML)の内容確認**
コルレス先のマネーロンダリング防止に関する実施が充分で適切なものかどうかを評価する為の、コルレス先 AML プログラムに関する十分な情報の取得。この点に関する有益なツールが、下記の質問 11 に対する回答の中で言及され、別紙 3 で全て提示されているマネーロンダリング防止質問書である。金融機関はコルレス先が当該金融機関に持つ口座を通じた顧客の活動について本人確認及び適切な継続的デューディリジェンスを実施するかどうかも考慮に入れるとともに、当該コルレス先が金融機関の要求に応じて関連顧客の本人確認及びデューディリジェンスの情報を提供できるかどうかについて検討すべきである（しかしこの情報提供については、コルレス先が服する法規制によって、顧客情報を明かすことが許されている場合に限るが）。法やリスクに応じたアプローチによる要請に基づき、金融機関が、コルレス先のコルレス先について、及び、コルレス先の口座に直接アクセスを持つ顧客についての情報を要請する場合もあり得るだろう。この情報は、コルレス先とその業務についてのより踏み込んだ、合理的な評価を行なうことを可能にさせる一般的なあるいは特定の基盤となる。金融機関はまた、コルレス先から KYC と AML の方針と手続についての情報を取得し、このような点を確認することを選択する場合がある。
- ・コルレス先の株主あるいは経営陣を訪問し、実際に面談を実施すること。
- ・新しいコルレス先の承認や、既存コルレス先の定期的見直しの際には、リスクに応じて、経営陣（注15）や、おそらくコンプライアンスかマネーロンダリング専門の独立した管理組織が関与すること。
- ・コルレス先との取引そのものに対する厳重な精査（詳細は下記質問 7、8、9 に対する回答を参照）

（注13）この為の専門組織はニューヨーク手形交換所のメンバー及びマネーロンダリング防止に関する、英国共同運営グループを含む。

（注14）少なくとも 10%の株式を保有する株主。

（注15）「経営層」(Senior Management) は防止原則のセクション 5 に記載されている。

ウォルフスバーグ・グループは「契約関係にある金融機関同士が、AMLについてのそれぞれの責任分担に関して契約文書に記録すること」(注16)が推奨されるべきだと認識している。しかし、このような責任分担の文書化は、現在のところ一般的慣行であるということとはできず、あらゆるケースで、より広範な法規制の環境を考慮する契約当事者間ではこのような行動はほとんど行なわれていない。ウォルフスバーグ・グループは防止原則と本FAQを作成することで、金融機関のコルレス業務を行なう役割と責任はより完全に理解され、より広く受け入れられると考えている。

7. 取引モニタリングはコルレス銀行業務におけるマネーロンダリングリスクを管理する上でどのような役割を果たすか？

防止原則のセクション12は、金融機関は、適用法令が求める通りに、異常なまたは疑わしい取引を識別し、報告することを容易にするための方針と手続を導入すべきだと述べている。さらに、モニタリング、抽出、検索(注17)に関する声明の中で、ウォルフスバーグ・グループは異常な動きを識別し、異常な動きあるいは取引のパターンを識別できるようにする、適切なプロセスを持つべきであること推奨する。異常な取引や動きのパターンは、全て「疑わしい取引」ではないが、金融機関は動き、パターン、あるいは取引が特に潜在的なマネーロンダリングという点で事実上疑わしいかどうかを分析し、判定する能力を持つ必要がある。疑わしい動き、パターン、そして取引は現地の法令・規制あるいはルールに従って所管当局に報告される必要がある。金融機関を通じた口座異動や取引の流れのモニタリングは、この役割が果たされているかどうかを保証する手段である。

しかし、取引量が多く、短期間で処理され、定型的な取引であるがゆえ、またコルレス先の顧客や取引の受益者に関する特定の情報や完全な情報を欠くことと関連して、顧客同士の直接取引などの他の業務に比べて、コルレス銀行業務における金融機関の取引モニタリングは困難なものとなっている。それでもなお金融機関は一般的に公表された類型に基づいて異常なあるいは潜在的に疑わしい取引を識別するように設計されたルールや閾値に基づく「トリガー」を使って、コルレス先の取引をモニタリングする。このような「トリガー」はより厳密な検討を受ける可能性がある取引を識別する。最近の取引モニタリングシステムは、異常なコルレス先の動きあるいはある一定期間における従来のコルレス先の動きに比べて異常な動きを識別するよう設計されている。また、いわゆる「ピア」(peer、peers、つまり似たような特徴と取引パターンを持つコルレス銀行のグループ)を作り、そのグループの取引パターンからはずれた動きをするコルレス先を検知するシステムもある。しかし、このタイプのモニタリングの有効性については、関わっているコルレス関係の数が限定されているため、統計学的なサンプルを提供するのに十分な情報が未だ無いのが現状である。

8. 金融機関は実効性があり効率的な取引モニタリングシステムをどのように設計し、維持すべきか？

ウォルフスバーグ・グループの見解としては、(おそらくもし取引の受益者が顧客であればより有益であり、直接関係が無ければそれほど有益ではないが)金融機関のモニタリング活動は有益である。しかし、金融機関のモニタリングは、コルレス先が自身の顧客の取引をモニタリングし、異常なあるいは疑わしい動きであると自ら判断したものを調査することの代替にはならない。

(注16) FATFの改訂版「40の勧告(勧告7)」の通り。

(注17) 以下アドレスにて参照可能

<http://www.wolfsberg-principles.com/standards.html>

金融機関は潜在的に疑わしいコルレス先の取引活動を識別し、当該取引によってどのような懸念事項が発生するかなお一層の調査を行う為に、モニタリング能力をもっと使うべきだとウォルフスバーグ・グループは確信する。金融機関がリスクに応じたアプローチを採用し、モニタリング資源が充当されるべき範囲について、コルレス先との関係及び業務の性質及び範囲を特に熟慮して決定できるようになることをウォルフスバーグ・グループは推奨する。

潜在的に疑わしい取引の種類だと識別されるようなケースですら、やはり注意が払われる必要があることについて、ウォルフスバーグ・グループは警告する。これらの種類の取引について、より一層の調査が行われることなく、自動的に疑わしいとされる取引があってはならない（シェルバンクが関与する取引は例外）。このような取引のタイプやパターンが識別されたとしても、納得のいく説明が見つかる場合がしばしばある。

例えば高額の取引、あるいは特定の国、特にコルレス先が本拠とする国から来る取引といった単一の、単純なトリガーにより識別することは一般的に有効ではなく、コンバージョンレート（conversion rate）（注18）は極端に低くなる。別紙1に見られるような特定の取引類型（単独の場合もあるし、複数の組み合わせの場合もあるであろう）を識別し、重要で関連性のある異常な動きに金融機関が焦点を絞ることが、コンバージョンレートを改善するより有効なやり方であるように見える。コンバージョンレートを改善することに焦点を当てることにより、金融機関はモニタリングプログラムの実効性と効率性を改善し、同時に、政府当局への報告の質も改善すべきである。

この目的を達成するために、ウォルフスバーグ・グループは公的に利用可能な情報源において潜在的な疑わしい動きの実例として認定されたコルレス勘定における特定の取引類型（別紙1「レッドフラッグ取引」）を要約した。これらの活動については、ウォルフスバーグ・グループは（とりわけより一層の実効性があり効率的な取引モニタリングプログラムの推進において）マネーロンダリングとの戦いに取り組む当局及び政府組織と協力して、より一層の調査が行われるかもしれない実行可能なモニタリング対応を提言する。

9. 高リスクなコルレス先のために、どのような追加的取引モニタリングが実施されるべきか？

上記の理由により、コルレス先が実効性のある取引モニタリングを実施することが決定的に重要であり、金融機関が、コルレス先が取引モニタリングを実施していることを期待するのは合理的である。金融機関は、より高リスクのコルレス先との取引関係については、以下のようにモニタリングが行われるような独自のシステムを構築すべきであるとウォルフスバーグ・グループは考える。：

- ・ 厳重な精査を実施するために、ルールや閾値がより注意深く、設定されていること。
- ・ 警告に先立つ異常な動きの検知について、異常とされる動きの通常取引からの逸脱度合いが（もしこのようなツールが採用されている場合）、リスクの低いコルレス先に適用される逸脱度合いに比べて、より小さなものとなっていること。

（注18）コンバージョンレート（conversion rate）とは、取引モニタリングシステムの実効性と効率性を評価するために用いられる。例えば、“閾値”や“トリガー”といった一定の確立されたルールに基づき発せられた一群の警告が、どの程度の比率で、疑わしい動きとして分類され報告されたかを表したものである。パーセンテージが高いとコンバージョンレートも上がり、システムの実効性と効率性も良いとされる。

デューデリジェンス、顧客との取引開始及びコルレス関係の継続的モニタリングについての一義的な責任者は、担当部署の個々の RM マネージャーである。また、このようなコルレス先との取引関係に責任を負う部署から独立した組織が、(デューデリジェンスで使用される) パラメーターの定義付け(修正を含む)やモニタリングの実効性の検証に関与するべきであると、ウォルフスバーグ・グループは考える。

高リスクなコルレス先との取引関係全般については、定期的な見直しがなされるのが適切であろう。

金融機関は、予想される取引に応じ、取引類型、額、量、特定の国の取引への関与等について、期限を設けてあるいは設けずに、制限あるいは限定することが望ましいだろう。

10. もし明確な説明のない、異常なコルレス勘定の動きを認めた場合、金融機関は何をするべきか？

コルレス先のイニシアチブによって開始された取引について、金融機関が持っている情報の範囲と質は、金融機関と元々の取引依頼人(Originator)や受益者(Beneficiary)との関係が間接的であることにより、限定される。それでもやはり、不審な動きは、金融機関の方針及び手続さらに利用可能な情報に基づいて導かれた結論に従って時宜を逸せず調査されるべきである。ある状況では、金融機関は追加情報をコルレス先に要求するか、コルレス先に関連する取引について調査を実施するよう依頼すること(コルレス先の顧客に関する情報を依頼または受領することも含まれる)が役立つかもしれない。但しこの場合、金融機関はコルレス先が服している法令及び規制について認識すべきであり、コルレス先は顧客に関する情報を明かすことを拒絶するかもしれない。このような状況においては、金融機関は、コルレス先が顧客の取引を顧客特性に従って見直したり、その顧客特性と取引に整合性があるかどうかを検証したりしているといった点を確認することで、満足すべきかどうかについて考慮するべきであろう。

11. ウォルフスバーグによる国際的登録制度(Wolfsberg International Registry)とは何か？ウォルフスバーグによる国際的登録制度についてどのような情報を見出すことができるか？マネーロンダリング防止質問書とは何か？

防止原則において、ウォルフスバーグ・グループは金融機関の国際的登録制度の整備を促している。登録に基づき、金融機関は本防止原則に概略が記載されたデューデリジェンスを実施する際に有用な情報を提出するとともに、本防止原則の下に彼らの活動を支えるこの情報を使用する。バンカーズ・アルマナック(Bankers' Almanac)は最近、BANKERSalmanac.comの一部として開発された新商品、バンカーズ・アルマナック「デューデリジェンス・モジュール」に着手した。ウォルフスバーグ・グループの支持を受けた「デューデリジェンス・モジュール」は関連するデューデリジェンスの情報と文書を集めた貯蔵庫である。デューデリジェンスの情報をバンカーズ・アルマナックの「デューデリジェンス・モジュール」に提出することにより、金融機関はデューデリジェンスの情報を作り直しまた繰り返し供給するといった必要性を最終的には相当軽減することができる、とウォルフスバーグ・グループは確信する。その代わりに、金融機関は最新のデューデリジェンス情報が常に蓄積されている「デューデリジェンス・モジュール」に直接問い合わせることができる。ウォルフスバーグ・グループは全ての金融機関に対して、「デューデリジェンス・モジュール」を検討し、バンカーズ・アルマナックに連絡して、無料で自らのデューデリジェンス情報を提出することを促している。

ウォルフスバーグ・グループと連動して、バンカーズ・アルマナックは金融機関に関する適切なデューデリジェンスを完成させるための必要情報について、ベスト・プラクティスと認識されているものを反映した必要書類のリスト

を作成した。必要書類リストのコピーは別紙2で提示されている。「デューディリジェンス・モジュール」は以下アドレスで参照できる。

<http://www.bankersalmanac.com/addcon/home/duedm.htm>

登録内容は各金融機関の免許についての情報（及び子会社の免許）及び基本定款、設立覚書等のコーポレート・ガバナンスに関する書類のコピーを含む。加えて、金融機関の役員及び経営層の経歴、アニュアル・レポート（子会社のアニュアル・レポートを含む）、そして作成済のマネーロンダリング防止質問書の標準書式がある。

デューディリジェンスの情報と書類を提供する為、あるいはより一層の情報を入手する為には、以下バンカーズ・アルマナックまで。

The Bankers' Almanac, Windsor Court, East Grinstead, RH19 1XA, United Kingdom,

Facsimile: +44 (0) 1342 335940, or email at: duediligence@bankersalmanac.com)

マネーロンダリング防止質問書は金融機関のマネーロンダリング防止の方針と実施について概観を提供するようデザインされている。回答には正誤二者択一のための回答方式では無い。この質問書は「No」の回答が選ばれた場合には説明が必要となり（「No」の回答が誤りだという意味ではない）、「Yes」の回答が選ばれた場合には説明しても良いようになっている。質問書のコピーは別紙3で提示されている。

(原文は英語版参照のこと)

別紙1「レッドフラッグ」(Red Flag) 取引とモニタリングの対応例

1. レッドフラッグ取引—潜在的に疑わしいと広く認定された取引

取引のモニタリング及びこのようなモニタリングの結果の取扱いは、特にシェルバンクが関与する組織の場合、金融機関にとっては難しい。下記は、潜在的に疑わしい取引のコルレス先の動きの実例であり、公的に利用可能な情報源から参照したものである(注19)。これらは、特に取引額が巨額かつ／あるいは量または頻度が多いかつ／または短期間に発生件数が激増した電信送金の実例である(「レッドフラッグ取引」)。

- ・ マネーロンダリングが起りやすい高リスクな国が関与している取引(もし高リスクと認定できる場合、かつ高リスクと認定できる限度で)
- ・ 既に高リスクなコルレス先と認定されているコルレス先との取引
- ・ 高額または大量の証券類が関与する取引(例:トラベラーズ・チェック、送金為替、銀行手形)
特に連続して採番されている証券が関与するもの
- ・ コルレス先との関係に照らして、異常に見える取引活動
- ・ シェルバンクが関与する取引
- ・ シェルコーポレーションが関与する取引
- ・ 現地で取引報告が義務付けられた取引額に僅かに満たない金額で頻繁に起こる取引、または、金融機関自体の内部のモニタリングの閾値や管理体制をテストしたり確認したりしているように見える取引または照会

2. 金融機関による有り得べきモニタリング対応

ウォルフスバーグ・グループは、マネーロンダリングとの戦い、とりわけ有効で効率的な取引モニタリングプログラムの開発と運用に取組む当局及び政府機関に協力し、支援していくことを明言する。ウォルフスバーグ・グループは上述の「レッドフラッグ」取引のいくつかに対応するに当たって、金融機関によってより深く調査が行われるべき有り得べきモニタリング対応を認定した。

- ・ 予想される取引態様から大幅な逸脱している口座の動きがあるコルレス先の特定。この作業は、デューディリジェンスを実施期間の口座の動き、あるいは過去の口座の動きにおいて、取引の量・価額・頻度などから認定する。リスクの高いコルレス先については、逸脱していると認定する度合は低い水準に設定されるべきである。
- ・ 自行が関与する前あるいは後に、複数の異なる法域あるいは金融機関を経由し、取引の性格、資金源、所有あるいは管理を隠蔽する以外の明白な目的を持たない取引の認定。前あるいは後に続く取引が、マネーロンダリングが起りやすい高リスク国家(特にNCCT)と関係する場合、特に注意が必要であろう。従ってこのような国に関連した取引はモニターされるべきである。

(注19) これらの情報源は、とりわけマネーロンダリングの類型に関する FATF レポート(2001年~2002年)、コルレス銀行業務、FINCEN SAR Activity Review Trends Tips & Issues(2004年8月)、潜在的なシェルコーポレーションやシェルバンクの誤用の指標、コルレス銀行業務における対マネーロンダリング方針及び手続の為のガイドライン、ニューヨーク手形交換所有責任会社、セクション4.1の潜在的に疑わしいコルレス勘定の動きの例示、スイス連邦銀行委員会マネーロンダリング布告(2002年)、予定:マネーロンダリングの指標、銀行監督に関するバーゼル委員会、銀行の為の顧客デューディリジェンス(2001年10月)

- ・下記の特徴を持つ電信送金。例えば巨額の同一通貨のあるいは特定の送金人から特定の受取人宛に繰り返される電信送金、短い期間（毎日、日に2回、2日に1回など）に実行される個人の電信送金。
- ・下記の特徴を持つ預金の預け入れ、引き出し、証券類を認定する。例えば、連続して採番されている、巨額あるいは現地で義務付けられた取引報告の閾値を僅かに下回る金額や、短期間（例えば同じ日）で繰り返される取引。
- ・金融機関のモニタリングシステムを回避する為か、現地で義務付けられた取引報告閾値またはトリガーを僅かに下回る取引。
- ・信頼できる情報源（注20）から提供されたリストから、シェルバンクと疑われる先を認定する。
- ・信頼できる情報源（注21）から提供されたリストから、シェルコーポレーションと疑われる先であり、株主に關する十分な情報を提供しない先について認定する。

（注20）我々が知る限りでは、シェルバンクを特定した公の資料は無い。営業を続けているシェルバンクについての公的に利用可能なリストを作成しようとする国家機関のいかなる試みをもウォルフスバーグ・グループは歓迎する。シェルバンクが金融機関の顧客でないのであれば、シェルバンクかどうかは、具体的な取引がその金融機関を通じて行われたい限りは判らないという見方に、ウォルフスバーグ・グループは賛同しない。いずれにせよ、このようなケースにおいては、金融機関はそのようなシェルバンクとの取引をやめるべきである。

（注21）繰り返しになるが、多くの政府当局が、要注意の個人／組織に「フロント」として使用される企業の情報／リストを持つにも関わらず、我々が知る限りでは、このような公表されたリストは利用できない。ウォルフスバーグ・グループは国家機関によるこのような企業の公的に利用可能なリストを作成するいかなる試みをも歓迎する。もしシェルコーポレーションが金融機関の顧客でないならば、取引活動からのみシェルコーポレーションと疑われる企業を識別することが可能だとは、ウォルフスバーグ・グループは思わない。

別紙2 バンカーズ・アルマナックのデューディリジェンス・モジュール

金融機関からの必要とされる書類と情報

1. マネーロンダリング防止質問書への回答
2. 社内マネーロンダリング防止方針及び手続の日付入コピー
3. 米国パトリオット法証明書 (Certification)－金融機関は証明書の提出が必要
4. 経営層及び役員の経歴
5. 市場に公開されていない企業については、直接及び間接に当社を所有、管理、または 10%以上の議決権あるいは議決権を行使できるあらゆる種類の株式を持つ者のリスト（住所等、他の身元情報も同様に添付する）。市場に公開されている会社については、その会社が売買されている取引所。
6. 最新の年次報告書、子会社の年次報告書を含む
7. 当社の免許と子会社の免許のコピー（もし免許の原本が英語以外の言語であれば、英訳とともに）
8. コーポレートガバナンスに関連する書類のコピー。例えば
 - ・定款
 - ・設立覚書等
9. 商業登記簿抄本

別紙3 バンカーズ・アルマナックのマネーロンダリング防止質問書

I. 一般的マネーロンダリング防止方針、実施及び手続		
・マネーロンダリング防止コンプライアンス・プログラムは金融機関の役員会または上級委員会の承認を必要としているか？	Yes	No
・金融機関は日々のマネーロンダリング防止プログラムを調整及び監視する責任を持つ指名されたコンプライアンス・オフィサーを含む法規制のコンプライアンス・プログラムを持っているか？そのマネーロンダリング防止プログラムは金融機関の経営層によって承認されているか？	Yes	No
・金融機関は適切に疑わしい取引を防止し、探し出し、報告するプロセスを文書にした、文書に書かれた方針を作成しており、それは経営層によって承認されているか？	Yes	No
・政府監督・規制当局による検査に加えて、金融機関である顧客は内部監査機能あるいはマネーロンダリング防止方針及び実施を定期的に評価する他の独立した第三者機関を持っているか？	Yes	No
・金融機関はシェルバンク（シェルバンクとは、その法域内では実態を持たず、規制を受けた金融グループと切り離された法域において設立された銀行と定義される）との間の口座開設・取引関係を禁ずる方針を持っているか？	Yes	No
・金融機関は政治的な影響力をもつ人物との関係について業界のベストプラクティスと整合性のある方針を持っているか？	Yes	No
・金融機関は適用される法令に従った適切な記録保持の手続を持っているか？	Yes	No
・金融機関はそのマネーロンダリング防止方針及び実施が本国及び海外の全支店及び子会社に適用されることを求めているか？	Yes	No
II. リスク評価		
・金融機関はリスクに焦点を当てた顧客ベース及び顧客の取引の評価方法を持っているか？	Yes	No
・金融機関は不法行為を金融機関を通じて行うリスクがより高いと信じる理由があるようなカテゴリーの顧客及び取引の為に必要な追加的デューディリジェンスの適切なレベルを決定しているか？	Yes	No
III. 顧客確認 (Know Your Customer)、デューディリジェンス及び追加的デューディリジェンス		
・金融機関は取引記録、口座開設、等々の事案における顧客情報（例えば名前、国籍、住所、電話番号、職業、年齢・生年月日、法的に有効な公的 ID の種類とナンバー、それらを発行した国・州の名前等）を含む顧客本人確認の為にシステムを導入しているか？	Yes	No
・金融機関は顧客の業務活動に関して情報を収集しているか？	Yes	No
・金融機関は自らの顧客のマネーロンダリング防止方針及び実施について情報を収集し、評価を行っているか？	Yes	No
・金融機関は各々の顧客に関する口座開設時に収集されたそれぞれの本人確認書類と顧客確認情報を記載した記録を作成する手続を持っているか？	Yes	No
・金融機関はその顧客のリスク評価に基づき当該顧客に通常期待される取引を理解するステップを取っているか？	Yes	No
IV. 不法に獲得された資金について、報告できる取引及び取引の防止と察知		
・金融機関は、当局に報告が必要な取引の識別と報告に関して方針及び実施を持っているか？	Yes	No
・金融機関は高額現金に関する報告の必要性を回避するために仕組まれた取引を識別する手続を持っているか？	Yes	No
・金融機関は取引を終える前に特別な注意を必要とするような非常に高リスクであると考えている顧客または取引（政府・国際機関により提示されるリストに含まれる個人・団体・国を含む）の為に、取引をふるいにかけてい	Yes	No

るか？		
・金融機関は彼らがあらゆる口座あるいは商品において、シェルバンクと、あるいはシェルバンクの為に（シェルバンクとは、その法域内では実態を持たず、規制を受けた金融グループの仲間入りを許されない法域において設立された銀行と定義される）取引を実行しないということを合理的に保証する方針を持っているか？	Yes	No
・金融機関は、本国において営業の免許を持つコルレス銀行とのみ業務を行うことを合理的に保証する方針を持っているか？	Yes	No
V. 取引モニタリング		
・金融機関は資金送金または証券類（トラベラーズ・チェック、郵便為替等）に関わる疑わしいまたは異常な動きをモニタリングするプログラムを持っているか？	Yes	No
VI. マネーロンダリング防止研修		
・金融機関はマネーロンダリング防止研修を本人確認や、政府当局宛報告が必要な取引の報告を含む関連する従業員に供給しているか？例えば、金融機関の商品やサービスに関わる異なる形式のマネーロンダリングや、マネーロンダリングを防ぐ内部方針等についての研修を行っているか？	Yes	No
・金融機関は、参加記録や使用された関連研修資料を含む研修開会の記録を保存しているか？	Yes	No
・金融機関は新しいマネーロンダリング防止関連法令や既存のマネーロンダリング防止方針の変更について伝達したり、関連する従業員を訓練する方針を持っているか？	Yes	No
・金融機関は金融機関の機能の一部を遂行する為、代理人を雇用しているか？もしそうであるならば金融機関はマネーロンダリング防止研修を、本人確認や政府当局宛報告が必要な取引の報告を含む関連する代理人に提供しているか？例えば、金融機関の商品やサービスに関わる異なる形式のマネーロンダリングや、マネーロンダリングを防ぐ内部方針等についての研修を行っているか？	Yes	No